

問合せサポートサービス会員約定書

製 品 名：

第1章 総則

第1条 (約定書の適用)

J I Pテクノサイエンス株式会社（以下「JTS」といいます。）は、この約定書に基づき問合せサポートサービス対象ソフト（以下「ソフト」といいます。）に対する問合せサポートサービス（以下「本サービス」といいます。）を会員に対し提供します。

- この約定書は、本サービスをご利用いただく際の JTS と会員との一切の取り決めに適用します。

第2条 (約定書の変更)

JTS は、会員の承諾を得ることなくこの約定書の内容を適宜変更することができます。この場合、会費、その他の諸条件は変更後の約定書によるものとします。

- この約定書を変更した場合、JTS の定める方法で速やかに会員にご案内します。
- 会員は、本サービス利用の際に最新の約定書を確認するものとします。なお、約定書変更後、会員が引き続き本サービスを受けることによって、当該会員は約定書の変更を承諾したとみなすものとします。

第3条 (本サービスの提供)

本サービスの内容は、次のとおりとします。

- 会員からソフトに関する使用方法、操作方法、疑問、質問について、通信手段（FAX、電子メール）による問合せがあった場合、JTS は会員に対してできる限り速やかに回答を行います。
- 会員から JTS に問合せをできる者は、ソフトの使用許諾契約書第1条1項で定義された使用者とします。
- お問合せいただいた内容が不具合であった場合、修正作業を行い、是正処理済みのソフトウェアを弊社ホームページにアップロードするとともに、ソフト情報配信サービスを利用して会員の方々には情報提供いたします。JTS ホームページ (<http://www.jip-ts.co.jp/>) よりソフトウェアをダウンロードしてご使用ください。

第2章 会員

第4条 (会員の定義)

会員とは、この約定書を承諾のうえ、所定の手続きに従い JTS に入会申込みを行い、JTS が承諾し会員登録した者をいいます。

第5条 (会員登録)

本サービスの利用希望者は、JTS が定める手続きに従って入会申込みを行うものとします。

- 会員登録の手続きは、前項の申込みに対する JTS の承諾をもって完了するものとします。ただし、入会申込みを行った者が次のいずれかに該当する場合には、JTS は入会申込みを承諾しないか、あるいは承諾後であっても承諾の取り消しを行うことがあります。
 - 会員登録の申込みの際、利用申込者が虚偽の事実を申告したとき。
 - 会員登録の申込みの際、申告事項に誤記、または記入漏れがあったとき。
 - その他 JTS が会員として不適当であると判断したとき。
- 会員としての契約期間は1年単位です。次回以降は会員から事前に JTS が定めた手続きにより解約の意思が通知されない限り1年毎に自動更新となります。

第6条 (権利・義務譲渡の禁止)

会員は、この約定書に定める権利・義務一切を第三者に譲渡し、引き受けさせ、または担保に供しないものとします。

第7条 (会員の地位の継承等)

法人の合併や組織変更等により会員の地位の継承があった場合には、地位を継承した者が継承した日から1ヵ月以内に JTS 所定の手続きにて JTS に通知するものとし、JTS は当該通知に従って登録内容を変更するものとします。

- JTS は、会員について次の変更があったときには、その会員、またはその会員の業務の同一性、および継続性が認められる場合に限り、会員の地位の継承があったものとみなし、前項の規定を適用します。
 - 会員である法人の営業の分割による新たな法人への変更。
 - 会員である法人の営業の譲渡による別法人への変更。

(3) その他前各号に準じる変更。

第 8 条 (会員の名称等の変更)

会員は、その名称、住所、連絡先、その他の会員登録内容について変更があった場合には、遅滞なく JTS 所定の手続きにて JTS に届け出るものとします。

2. 前項の届出があった場合、JTS は当該届出に従って登録内容を変更するものとします。

変更届出の内容の誤り、遅延または変更の届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、JTS は一切その責任を負いません。

第 3 章 会員の義務

第 9 条 (ユーザ ID の管理)

会員は、JTS から交付されたソフト使用に係るユーザ ID を責任をもって管理するものとし、ユーザ ID が盗用または第三者に漏洩した結果発生した損害について、JTS は一切の責任を負わないものとし、また会員は JTS に損害を生じさせないものとします。

2. 会員は、ユーザ ID を第三者に譲渡、貸与、利用させないものとします。

第 10 条 (利用範囲)

本サービスについて、会員は、自己使用の目的でのみ利用することができるものとします。この場合の自己使用とは、同一法人の同一部署内、あるいは同一事業所内での利用を指します。ただし、現場持ち出しキーを使用してライセンスを持ち出している場合は、その限りではありません。

第 4 章 会費等

第 11 条 (年会費)

年会費は価格表のとおりとし、会員は、JTS の定める方法により支払うものとします。

2. 年会費は導入翌月から 1 年間を期間として請求いたします。また、契約期間中で退会された場合でも年会費の返還はしないものとします。

第 12 条 (消費税等の算定)

消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）は、前条に基づく年会費に対して算定付加されるものとします。

2. 消費税等の算定に関して、1 円未満の端数が生じた場合には当該端数は切り捨てるものとします。

3. 消費税等算定の際の税率は、当該算定時に法令上定められた税率とします。

第 13 条 (年会費の支払方法)

会員は、第 11 条に定める年会費を JTS 指定の金融機関に振り込む方法により支払うものとします。なお、振込手数料は会員にて負担するものとします。

2. 年会費の支払期限は、JTS からの請求書受領後 30 日以内とします。

3. 会員と金融機関の間で紛争が発生した場合、当該当事者双方で解決するものとし、JTS は一切責任を負わないものとします。

4. JTS は、会員から支払われた年会費について、理由の如何にかかわらず返還しないものとします。

第 14 条 (遅延利息)

年会費その他の債務について、支払期限までに支払いがなされない場合、会員は、支払期限の翌日から日歩 4 銭の割合で算出した額を遅延利息として JTS に支払うものとします。

第 15 条 (サービス時間)

この約定書に基づく JTS のサービス時間は、土曜日、日曜日、国民の祝日、および年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 4 日まで）を除く平日 9 時 30 分から 17 時 00 分までとします。

2. コンピュータまたは通信回線の障害、その他やむを得ない事情によりサービス時間の短縮、中断、提供が不可能となる場合があります。事前に判明している場合には JTS が定める方法にてご案内します。また、保守、点検、あるいは不測の事態により、JTS は会員に事前の通知、承諾を得ることなく、本サービスを一定期間停止することができます。

第 5 章 責任

第 16 条 (賠償責任)

会員がこの約定書に違反する行為または不正もしくは不法な行為によって JTS に損害を与えた場合、JTS は、当該会員に対して JTS の被った損害の賠償を請求することができるものとします。

第 17 条 (免責)

JTS は、本サービスで提供する情報について、その完全性、正確性、適用性、有用性などいかなる保証も行いません。

2. 本サービスの中断、本サービス中の事故、本サービスによって提供した情報の誤り等によって、直接・間接的に生じた会員またはそれ以外の第三者の損害、逸失利益、結果損害について、JTS は

その内容、方法のいかんにかかわらず、賠償の責任を負わないものとします。

3. 天災地変、予測できない回線上の障害、その他の不可抗力により本サービスを提供できなかった場合、JTS は一切の責任を負わないものとします。

第 18 条（機密保持）

JTS および会員は、この約定書に関連して相手方から開示を受けた秘密情報を第三者に開示・漏洩しないものとします。

2. 前項の規定に拘らず、次の各号に該当する情報は、秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 開示のときに既に公知であった情報、または既に被開示者が保有していた情報。
 - (2) 開示後、被開示者の責によらず、公知となった情報。
 - (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報。
3. JTS および会員は、国その他の公権力により適法に秘密情報の開示を命令された場合、開示者に事前または事後に遅滞なく通知のうえ当該情報を開示できるものとします。ただし、可能な限り秘密情報の秘密性が保持されるよう措置を講じるものとします。

第 19 条（個人情報保護）

会員および JTS は、相手方から提供された情報および資料のうち、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）に規定する個人情報（以下「個人情報」といいます。）が含まれる場合、以下のとおり取扱うものとします。なお、本条にて使用する用語は個人情報保護法の定義を適用します。

2. 個人情報を受領した会員または JTS（以下「情報受領者」といいます。）は、個人情報保護法に準拠した個人情報保護に関する規則を定め、同規則にもとづき個人情報につき適正な取扱いを行うものとします。
3. 個人情報の本人に対する一切の責務は、個人情報を直接または間接に収集した会員または JTS（以下「情報提供者」といいます。）が負うものとします。
4. 情報受領者が第三者から個人情報に関する問合せ、要請、苦情、告訴等を受けた場合、情報受領者が本条第 2 項を履行している限り、情報提供者は、情報受領者に代って対処し、情報受領者を防禦するものとします。

第 6 章 退会

第 20 条（通常退会）

退会しようとする場合、会員は、JTS の指定する事項を所定の書式にて JTS に通知することにより、いつでも退会できるものとします。

第 21 条（強制退会）

会員が次のいずれかに該当する場合、JTS は、会員を強制的に退会させることができるものとします。

- (1) JTS に対して虚偽の事実を申告したとき。
- (2) 会費等についてその支払いを遅延、または支払いを拒否したとき。
- (3) 本サービスを違法な目的、または公序良俗に反する目的に利用したとき。
- (4) 本サービスの運営を妨げたとき。
- (5) その他、JTS が会員として著しく不適当であると判断したとき。

第 22 条（退会後の元会員の義務）

会員が退会した場合においても、すでに会員に生じた金銭債務、および第 9 条、第 18 条、第 19 条に定める義務は存続するものとします。

第 7 章 管轄裁判所

第 23 条（合意管轄）

本サービスやこの約定書に基づき、または関連して生じる一切の紛争については、JTS の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 8 章 その他

第 24 条（その他の事項）

この約定書に定めのない事項については、JTS および会員の双方にて協議して定めるものとします。

付則：

この約定書は 2011 年 10 月 1 日から適用されます。

SAMPLE